

主文

本件再審査請求を棄却する。

理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、健康保険法(以下「法」という。)による療養費(以下、単に「療養費」という。)の支給を求めるということである。

第2 再審査請求の経過

1 請求人は、〇〇健康保険組合(以下「保険者組合」という。)の被保険者であるところ、〇〇健康保険組合理事長(以下「理事長」という。)に対し、平成〇年〇月〇日から同月〇日までの間の頸椎捻挫、腰椎捻挫、右大腿部挫傷(下部)に係る柔道整復師による施術に要した費用、また、平成〇年〇月〇日から同月〇日まで間の左肩関節捻挫に係る施術に要した費用について、平成〇年〇月〇日(受付)に、ならびに、平成〇年〇月〇日の頸椎捻挫、腰椎捻挫、左肩関節捻挫に係る施術に要した費用について、平成〇年〇月〇日(受付)に、それぞれの療養費の支給を請求した。

2 理事長は、平成〇年〇月〇日付で、請求人に対し、「貴殿が施術を受けたとの事で療養費請求のあった部位は、従来から医科にて【急性、亜急性以外の原因】として、治療を受けておられますので、柔道整復師が保険適用となる「急性もしくは亜急性の外傷性のケガ」と認定することが出来ません。また、併給となりますので、療養費として給付を行うことはできません。」という理由により、療養費を支給しない旨の処分(以下「原処分」という。)をした。

3 請求人は、原処分を不服として、〇〇厚生局社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し再審査請求をし

た。その理由は、再審査請求書に添付し提出された「再審査請求の趣旨及び理由」と題する書面(以下「別紙1」という。)及び、平成〇年〇月〇日付の「再審査請求の趣旨及び理由(其の二)」と題する書面(以下「別紙2」という。)の記載をそのまま掲げると、本裁決書添付別紙1及び同2のとおりである。

第3 問題点

1 法第87条第1項は、保険者は、被保険者が保険医療機関等以外の病院、診療所、薬局その他の者から診療、薬剤の支給若しくは手当を受けた場合において、保険者がやむを得ないものと認めるときは、療養の給付等に代えて、療養費を支給することができる旨規定している。

2 本件に関連する療養費の支給については、「柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準の実施上の留意事項等について」(平成20年5月26日保医発第0526001号厚生労働省保険局医療課長通知。以下「本件通知」という。)が発せられており、本件通知は、柔道整復師の施術に係る包括的な取扱い指針とされているものであるところ、本件通知は、次のとおり定められている。

ア 療養費の支給対象となる負傷は、急性又は亜急性の外傷性の骨折、脱臼、打撲及び捻挫であり、内科的原因による疾患は含まれないこと(第1「通則」の5)。

イ 患者が異和を訴え施術を求めた場合で、初検の結果何ら負傷と認むべき徴候のない場合は、初検料のみ算定できること(第2「初検料及び初検時相談支援料」の6)。

3 本件の問題点は、前記1の法の規定及び2の本件通知の定める趣旨に照らして、保険者理事長が請求人に対してした原処分が妥当と認められるかどうかである。

第4 審査資料

「(略)」

第5 事実の認定及び判断

1 「略」

## 2 当審査会の判断

(1) 請求人は、平成〇年〇月〇日に硝子体茎頭微鏡下離断術（網膜付着組織を含むもの）及び水晶体再建術（眼内レンズを挿入する場合）の手術を受け、同年〇月〇日に退院、その後、腹部と右大腿部の2度の熱傷のため同月〇日と〇日に処置を受けている。請求人は、平成〇年〇月〇日にA柔道整復師から施術を受けており、その受療理由について、同人は「自然に痛くなったもの、外傷性のけがではなく、原因がはっきりしないもの」、「原因として具体的には不明ですが、多分目の手術の為無理な姿勢での検査の為」と考えられる体の不調のためとしている。施術を受けた箇所について、請求人は、「首、右肩、左肩」と回答している。請求人は、頰肩腕症候群（初診日：平成〇年〇月〇日）、及び、右足関節捻挫（初診日：平成〇年〇月〇日）の治療のために、平成〇年〇月〇日と同年〇月〇日に消炎鎮痛薬を処方されており、同年〇月初旬頃は消炎鎮痛薬を継続して服用していたことを推認することができる。(2)

各療養費支給申請書の負傷名記入欄に記載されている「頸椎捻挫・腰椎捻挫」の負傷年月日は「平成〇年〇月〇日」、「右大腿部挫傷（下部）」の負傷年月日は「平成〇年〇月〇日」、また、「左肩関節捻挫」の負傷年月日は「平成〇年〇月〇日」と記入されていることが認められるが、これらを確認できる資料は提出されていない。また、各負傷名について、それぞれの負傷年月日は、いずれも施術開始年月日の前日として記載されていると認められるところ、請求人は、理事長の照会に対し、「自然に痛くなったもの、外傷性のけがではなく、原因がはっきりしないもの」と回答している。なお、請求人は、平成〇年〇月〇日から頰肩腕症候群の診断の下、診療を開始しているが、その負傷年月日は平成〇年〇月ころと考えるのが合理的であるから、施術を受けた平成〇年〇月当時は、負傷から〇か月以上が経過した慢性期の時期に相当しており、

医学的観点からみると、その時期における頸椎捻挫に対する施術は、急性又は亜急性の負傷に対する施術と認めることは困難である。また、請求人は、a病院b科を平成〇年〇月〇日に退院しているが、その翌日の〇月〇日に、頸椎捻挫と腰椎捻挫を起こし、さらに、翌日の〇月〇日に右大腿部挫傷を起こしたこととされているものの、外傷性のけがではなく、原因がはっきりしないと述べ、負傷年月日及び負傷の原因・状況については何も記載されていないこと（資料2）から判断すると、負傷名を頸椎捻挫、左肩関節捻挫として、急性又は亜急性の負傷に対して施術が行われたと判断することはできない。また、腰椎捻挫、及び、右大腿部挫傷の負傷名を記入して行われた施術について、請求人は、腰部及び右足（大腿）に対する施術を受けたとは回答しておらず、特に、医学的視点から判断すると腹部及び右大腿部に2度の熱傷を受傷し、その熱傷処置を受けている期間に腰部ないし右大腿部の熱傷受傷部に対する施術が行われたとすることは是認し難いことであり、もし実施されているとすれば、当然、請求人はその部位について記憶しているものと推測される。そうすると、各療養費支給申請書に記載されている施術の内容については、実際に請求人に対して行われた施術の内容をそのまま正確に記載したものと認めることはできない。なお、請求人は、別紙1及び同2において、厚生労働大臣の国家資格を取得している柔道整復師が施術の専門家として患者の訴える施術部位を確認し、そこに疼痛、圧痛、機能障害、発赤、熱感、腫脹等の捻挫及び挫傷に見られる症候が現出しているからこそ治療行為としての柔道整復術を施したものを、患者や施術者に何らの説明もしないまま、一方的に不支給決定をするのは何故か（中略）柔道整復師は柔道整復師としての見立てで患者の症状を判断し、適切な柔道整復を施せば良いのである（中略）医師の指導及び監督の下で業務を行うのではなく、専

ら、医師から独立して柔道整復師の判断で施術を行えるのであるなど、柔道整復師の専門性を認め、業務の独立性を訴えてる主張しているが、そうであるからこそ実際に施行された施術内容を本件通知の定めるところに従って正確に記載した上で療養費支給請求がなされるべきであることはいうまでもないことである。また、請求人は、亜急性性の外傷について、次のように主張している。「亜」というのは、国語的な用語として「準ずる」という意味であるから、亜急性とは急性に準ずるということ。すなわち、急性と慢性の中間に位置する状態のことをいい（中略）亜急性期とは受傷してから2～3週間程度の時間が経過したものであり、陳旧とまではいえないところ、つまり「時間の経過」として捉えるのが整形外科的な考え方であるが、柔道整復では反復性の外的圧力要因や微小の外力、また、これらの外力にかかるストレスによる組織断裂や骨棘形成、石灰沈着、また、陳旧例では関節の不安定性があるものまでを含んで考えるとして、現在の療養費の算定基準における留意事項にも柔道整復師療養費における亜急性期の定義がなされていないことに問題があること、亜急性の定義は単なる時間経過の概念だけで定められるべきものではなく、あくまで発生機序により急性か亜急性かを判断すべきものであること、さらには、既出の反復・継続性の微小外的要因の全てをも亜急性とするならば、状態として陳旧性及び慢性傾向にあるものも、その殆どが療養費支給対象になり得る等と、るる主張し、本件の場合も療養費の支給がなされるべきである旨申し立てている。本件の場合、各療養費支給申請書に記載されている負傷名のうち、請求人は、首と肩に施術を受けたことを回答しているものの、腰椎挫傷あるいは右大腿部挫傷に相当する腰部ないし大腿部に施術を受けたとは回答していない。また、頸椎挫傷と左肩関節挫傷の負傷年月日について、請求人には転倒や落下などの外傷はな

く、微小で、継続性の外傷ないし外的ストレスがあったとしても、それらがあったと認められる客観的な根拠を見出すことはできない。

そして、療養費の支給においては、これほどの範囲で行うかは原則として保険者の裁量に委ねられていることからすると、明らかな外傷や外的ストレスがなく、施術を受ける者が外傷として全く思い当たることがない「亜急性」のものがあつたと仮定しても、その各負傷名の負傷年月日を、全て初検年月日の前日と確定できる根拠を見出すことはできない。以上のような各療養費支給申請書の記載内容を、前記関連の規定に照らして判断し、記載された施術が、「急性もしくは亜急性の外傷性ケガ」に対する施術と認めることができなかつたとした保険者の判断を関係規定に反した不当なものとはいえないものである。療養費支給申請書は、いわば、医療行為における診療報酬明細書と同様の意味をもつものであり、保険者は全て療養費支給申請書の記載内容から判断するのであるから、記載内容から直ちに急性又は亜急性のケガとして認めることが困難な場合や施術を受ける者が認識し得ないような微小な、継続的な負傷等によると主張する、請求人のいう「亜急性」の外傷に対する施術をした場合には、国家資格を有する専門家として、疼痛、圧痛、機能障害、発赤、熱感、腫脹等の局所所見を附記して診断の根拠を示すなど、保険者が実際に行われた施術に対し、療養費の支給を認めることのできるような努力をすることもまた必要なことであると思料するものである。

3 以上のように、請求人に対してした施術内容は、各療養費支給申請書から、療養費の支給対象として本件通知によって定められている「急性又は亜急性の外傷性の骨折、脱臼、打撲及び捻挫」のいずれかに該当するものとは認められないので、療養費を支給しないとした原処分は妥当であり、本件再審査請求は理由がないので、これを棄却することとし、主文

のとおり裁決する。